

【事案Ⅱ-11】入院共済金請求

・平成 29 年 11 月 14 日 裁定終了

<事案の概要>

申立人が、平成 28 年 6 月 27 日から同年 10 月 30 日までの「带状疱疹」による 126 日間の入院に関して同年 7 月 10 日までの 14 日分 84,000 円の病気入院共済金しか支払われなかったことを不服として、被申立人に対し、上記の入院に係る病気入院共済金の未払分 672,000 円の支払を求めて申立てがあったもの。

<申立人の主張>

被申立人は、「病気入院共済金 入院日額 6,000 円に入院日数 126 日に乗じた 756,000 円と被申立人が申立人に支払った 84,000 円（6,000 円に 14 日に乗じた金額）との差額 672,000 円を申立人に支払え」との判断を求める。

(1) 本件入院は全て医師の指示によるものであるので、被申立人が以下の 3 つの点を根拠に本件約款・事業規約上の「入院」の定義に該当しないと主張することには不服である。

- ①看護記録において、申立人がブロック注射をするほどの痛みではないと言ったとか、入院当初より「自制内」と記録されていること。
- ②平成 28 年 7 月 1 日より入浴が可能とされたということ。
- ③同月 11 日に申立人が 5 時間 30 分の外出許可を受けて外出し、また、同年 8 月 6 日には外出して花火見物をしたこと。

これらの被申立人の主張理由に対して、申立人は、上記①のような表現のことは言っておらず、ブロック注射を受けなかったのも、当該の注射を受けることの危険性や効果の限定性を考慮してのことである。

また、上記②の同年 7 月 1 日の入浴とされているのは、足を洗って下着等の着替えをただけである。

さらに、上記③の外出については、同月 11 日に外出した時間の長さは実際には 2 時間 30 分ほどであり、また、同年 8 月 6 日の花火見物とされているものは、歩いて 5 分くらいの場所に行き、1 時間ほどで病院に帰っただけのことである。

(2) 仮に、平成 28 年 10 月 30 日までの入院に関する病気入院共済金の支払が認められないのであれば、主治医から初めて退院を勧められた同年 9 月 26 日までの分の病気入院共済金を、支払ってほしい。

(3) 外泊ならともかく、外出をしたという事実のみをとらえて病気入院共済金を支払わないのは、不当である。

申立人は、平成 28 年 9 月 26 日までは外泊許可をもらわなかったが、これは同日

の前までは胸、背中、脇及び腹に発疹が見られ、激的な疼痛があったためである。

＜共済団体の主張＞

申立人の請求は認められない、とする判断を求める。

- (1) 一般的に、本件約款・事業規約にいう「入院」に該当するか否かについては、当該入院が医師の指示によるものであったかとは別の問題として、傷病の症状などの所見に基づき、当該入院治療の必要性を客観的・合理的に検証することによって判断されるべきである。
- (2) 上記(1)のような前提に立つと、本件入院については、帯状疱疹の症状経過並びに入院期間中の外出状況及び病院内での様子から、外出が許可された平成28年7月11日以降については、入院を要する程度の症状はなく、常に医師の管理下におかなければならないような状態であったとは判断できないので、同日以降の入院については、本件約款・事業規約上の「入院」の定義に該当しない。
- (3) 実際の外出時間が記録と違ったとしても、平成28年7月11日以降、連続して5～6時間の外出が許可され、外出の回数が多数回に及ぶことから、外出が許可された以降は外来通院が可能な状態であったと判断される。
- (4) 本件入院においては、平成28年7月16日以降は水疱形成等の重篤な発疹症状は記録上確認できず、看護記録の記載や外出状況等からすると申立人に激しい疼痛があったとも見られないので、同月11日以降は、同年9月26日までの間に限ったとしても、入院を要する程度の症状が申立人にあったとは確認できず、病気入院共済金の支払いに応じることはできない。

＜裁定の概要＞

審議会では、申立人および共済団体から提出された書面に基づき審議した結果、「申立人の請求は認めることができない」と裁定し、裁定手続きを終了した。

- (1) 本件約款・事業規約については、その規定ぶり等からして、病気入院共済金の支払対象となるべき「入院」を、疾病の性質及び治療の内容等との関係で通院等による治療は困難であるために病院等に入って医師等の管理下で治療を受ける必要性のある場合に限定する趣旨のものであり、また、当該入院の必要性の有無については、個別の事案における主治医の指示等の如何にかかわらず、一般的な医学的知識等に基づいて客観的に判断されるべきものであると考えられる。
- (2) 一般的に「帯状疱疹」に関しては、入院を必要とするほど重症である場合には抗ウイルス薬の点滴が行われることが通常であるが、本件入院においては、抗ウイルス薬の点滴は行われていない。このことに加え、主治医から絶対安静が指示されて

いたのは平成 28 年 7 月 10 日までであり、申立人は、同月 11 日以降たびたび外出等を行っている状況にあった。また、本件入院中に申立人が受けていた疼痛治療等については、必ずしも入院を行わなくても行えたものであると考えられる。

- (3) 上記とあわせ、審議会において第三者専門医の意見書を取得したところ、申立人について入院による治療が必要であった期間は最長 14 日間であるとの意見が得られたことから、少なくとも平成 28 年 7 月 11 日以降については、申立人に関して、疾病の性質及び治療の内容等との関係で通院等による治療は困難であるために病院等に入って医師等の管理下で治療を受ける必要性のある状態にあったとは、認め難いものである。

したがって、本件入院のうち平成 28 年 7 月 11 日以降の期間については、本件約款・事業規約が定める「入院」に該当するとは認められず、当該期間の入院について被申立人に病気入院共済金の支払義務があるとは認められない。